

「滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しに関する今後の対応方針（案）」に対して提出された意見とそれに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

令和7年（2025年）1月17日（金）から令和7年（2025年）2月17日（月）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しに関する今後の対応方針（案）」（以下、「今後の対応方針（案）」という。）について意見・情報の募集を行った結果、1名から1件の意見が寄せられました。この意見に対する県の考え方を以下に示します。

2 提出された意見に対する県の考え方について

意見に対する県の考え方は以下のとおりです。

	意見（原文のまま）	意見に対する県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣他府県と比較して環境影響評価が必要となる面積の規定が厳しく、企業の投資機会を逃がしている。 ・ 今後滋賀県が継続して発展するためには、若年層にとって働く場所の選択肢を広く確保していくことが重要。環境も重要な要素ではあるが、現時点では環境の比重が高すぎるものと認識している。 ・ 環境影響評価の面積基準を厳しくしていることで、大規模な開発を事業者が控える影響もある。結果として本来大規模な開発が行われていれば事業者の負担により整備されていた道路インフラ等が整備されず、不均衡な開発や交通の混乱につながっているのではないかと。 ・ 環境保全と産業振興のバランスにおいて、保全エリアと産業振興エリアに分けて対処するのであれば産業振興エリアについては大幅な基準緩和を図る方向で検討願いたい。 	<p>「今後の対応方針（案）」では、今後の人口減少や地域社会の維持などの社会課題に対応すべく国全体で産業立地の迅速化に取り組む背景を挙げた上で、本県の環境アセスメント制度においても環境保全と産業振興のバランスの観点から見直しの検討を進める必要性に言及しているところです。</p> <p>御意見も踏まえた上で、今後、滋賀県環境審議会環境企画部会環境アセスメント制度見直し小委員会において、具体的な制度見直しの検討を進めてまいります。</p>